

概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、昭和〇年〇月〇日に〇会社〇工場に採用され、昭和〇年〇月までの約42年間、船舶用及び発電用ディーゼルエンジン・ガスエンジン製造過程において石綿等も扱うエンジン部品の機械加工作業に従事し、その後、昭和〇年〇月までは、会社総務課において保安員として警備業務に従事した。

会社退職後の平成〇年〇月、被災者は呼吸困難等で受診した〇病院にて同月〇日に「悪性胸膜中皮腫」と診断され、療養を行ったが、同年〇月〇日「転移性脳腫瘍」を直接死因として死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は、業務による石綿ばく露に起因していると主張し、監督署長に対し、遺族補償年金及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長は、本件死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

被災者は、昭和〇年〇月に入社、エンジン部機械課に所属し、旋盤等の機械を使用してクランク軸他のエンジン部品の機械加工に従事、併せて昭和〇年〇月以降は現場監督者（班長・職長）に就任した。昭和〇年〇月からは総務課に異動し、保安員となった。従事期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの44年7ヶ月間である。従事した事業場は、船舶用及び発電用ディーゼルエンジン・ガスエンジンの製造販売を事業としており、白石綿などを断熱材として、使用していたものである。したがって、「悪性胸膜中皮腫」は確定診断がなされていないため、業務上疾病による死亡判断できないとして行った監督署長の不支給決定処理は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 業務による石綿ばく露について

被災者は昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで〇会社〇工場において、エンジン部品の機械加工業務や保安業務に従事していた。

当該事業場は、原動機製造工程の中で石綿の使用があり、被災者も直接的、間接的に業務による石綿ばく露はあったものと判断でき、またその従事期間も44年7か月間で、「中皮腫」の認定基準上示されている、「1年以上」の認定要件を満たしているものである。

(2) 医学的所見について

被災者は、〇病院において、平成〇年〇月〇日に採取した胸水による細胞診において「悪性胸膜中皮腫」と診断されているが、組織診は行われていない。その後、受診した〇病院ならびに〇病院においては、細胞診、組織診いずれも行われておらず、死亡診断された〇病院においても、細胞診、組織診、剖検いずれも実施されていない。

中皮腫の診断については、組織診による確定診断がなされていることが前提であるため、本件については、中皮腫の診断に係る疑義があるものとして、確定診断事業に意見依頼したものである。

その際、〇病院で採取された胸水標本の提供を求めたが、標本の紛失により提供がかなわず、請求人らにも、標本の搜索を依頼したが、協力が得られず、現存する医証で調査を継続してほしい旨の意向であったため、胸水標本が得られないまま、意見依頼せざるを得なかった。

その結果、「画像上、胸膜プラークが認められる。縦隔リンパ節が明らかに腫大している。画像所見は中皮腫としても矛盾はしないが、提出された医証のみでは、中皮腫とは診断できない。」との回答であった。

よって、本件は業務による石綿ばく露の可能性はあったと判断できるが、「悪性胸膜中皮腫」について、確定診断が得られておらず、業務上の疾病とは認められず不支給と決定したものである。

4 審査官の判断

- (1) 被災者が石綿ばく露作業に従事していたか否か検討すると、被災者は、昭和〇年から同〇年までの44年余の間、〇会社〇工場においてエンジン部品の機械加工業務や保安業務に従事し、同作業において石綿のばく露を受けたことは十分是認できるところであり、被災者が石綿ばく露作業に従事

していたものと認められる。

- (2) 被災者は、転移性脳腫瘍で死亡したものであるが、死亡診断書によれば、その原因疾患は、不詳で、また、傷病経過に影響を及ぼした疾患としては、特に示唆されていない。このことについては、後日の監督署の調査に対し、死亡診断書を作成した医師において「○クリニック頭部 MRI では多数の腫瘍を認め脳転移性腫瘍が疑われた。胸膜中皮腫に関しては長年○病院で診療を受けていたようです。当院での詳細は不明です。脳転移も剖検していないのではっきりとした原発巣の証明はされていない。」旨の意見がされている。

各医証によれば、被災者は、○病院主治医に「悪性胸膜中皮腫」と、○病院主治医には「悪性胸膜中皮腫（疑い）」との診断がなされており、このことに係る争いはない。

石綿確定診断委員会は、当初、胸水標本試料がない状態の確定診断依頼に対し、医証のみでは中皮腫とは診断できない、と意見されたが、原処分時には提出されていなかった胸水標本が提出されたため、あらためて、監督署長を経由して確定診断依頼したところ、本症例を「中皮腫」と認める、大型の核を有し、細胞質に空胞を認める細胞よりなる平面的なクラスターを多数認める悪性腫瘍と診断し、免疫染色を実施したところ悪性中皮腫と判断される、と意見している。

労災医員医師は、平成○年○月○日撮影の頭部 CT には異常を認めず、平成○年○月○日の頭部 MRI にて多発性の脳腫瘍が認められたことが○病院医師意見書に記載されていることから、この多発性脳転移は中皮腫の転移と考えるのが妥当で、石綿ばく露作業者に発生した胸膜中皮腫とその多発性脳転移例であり、業務上とする要件を満足するものと思料する、と意見している。

- (3) 以上から判断するに、被災者が石綿ばく露作業に従事したことは推認されるものであり、また、石綿関連疾患の認定要件を満たすものであることから、本件死亡は石綿関連疾患によるものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は誤りであり、これを取り消すべきである。